

大阪市水道事業管理規程第26号

大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手当) 第11条 会計年度任用職員には、常勤職員の例により、第3条に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。 <u>この場合において、給与規程第23条第1項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用短時間勤務職員」と、給与規程第25条第1項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じて得た数（その数に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げた数）で除して得た額」とあるのは「給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じて得た数（その数に、30分未満の端数があるときはこれ</u>	(手当) 第11条 会計年度任用職員には、常勤職員の例により、第3条に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。 <u>この場合において、給与規程第21条第6項中「任期付職員等（地方公務員法第26条の6第7項第1号又は育児休業法第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」と、同条第7項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、給与規程第23条第1項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用短時間勤務職員」と、給与規程第25条第1項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を1週</u>

を切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げた数)で除して得た額(日額による給料を受ける会計年度任用短時間勤務職員にあっては、給料日額及びこれに対する地域手当の日額並びに初任給調整手当の日額の合計額を1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。)」と読み替えるものとする。 [2 略]	間当たりの勤務時間に12分の52を乗じて得た数(その数に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げた数)で除して得た額」とあるのは「給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じて得た数(その数に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げた数)で除して得た額(日額による給料を受ける会計年度任用短時間勤務職員にあっては、給料日額及びこれに対する地域手当の日額並びに初任給調整手当の日額の合計額を1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。)」と読み替えるものとする。 [2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年10月1日から施行する。

(通勤手当に係る運賃等相当額の算出基準に係る経過措置)

- 2 令和8年9月17日から同月30日までの間(以下「特定期間」という。)に地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)(同項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。))がこの規程による改正前的大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程(以下「改正前の規程」という。)第11条第1項の規定により常勤職員の例によることとされる大阪市水道局企業職員給与規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号)第21条第1項の職員たる要件(以下「支給要件」という。)を具備するに至った場合であって、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に大阪市水道局長(以下「局長」という。)が別に定める通勤届による届出(以下「届出」という。)がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときに当該会計年度任用職員に支給す

る通勤手当に係る支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として局長が定める期間（以下「支給単位期間」という。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）については、この規程による改正後の大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第11条第1項の規定にかかわらず、局長が別に定める運賃等相当額の算出方法の例により算出する運賃等相当額を基準とし、当該会計年度任用職員の任用の期間の始期を考慮して局長が定める額とする。

（自転車等の使用に係る通勤手当の額に係る経過措置）

3 特定期間に会計年度任用職員（改正前の規程第11条第1項の規定により常勤職員の例によることとされる大阪市水道局企業職員給与規程第21条第1項第2号に掲げる職員のうち大阪市水道局企業職員給与規程第21条第7項に規定する身体障害のため歩行することが著しく困難な職員である会計年度任用職員（以下「特定会計年度任用職員」という。）を除く。）が支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときの当該会計年度任用職員についての大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程（令和8年大阪市水道事業管理規程第24号）による改正後の大阪市水道局企業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第21条第2項の交通用具の使用距離に応じて支給単位期間につき第6項又は第7項で定める額は、改正後の規程第11条第1項の規定にかかわらず、改正後の給与規程第21条第6項第1号又は第2号の規定の例による額を基準とし、当該会計年度任用職員の任用の期間の始期を考慮して局長が定める額とする。ただし、改正後の規程第11条第1項の規定により常勤職員の例によることとされる企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号。以下「条例」という。）第7条の3の規定により在宅勤務等手当を支給される会計年度任用職員にあっては、当該局長が定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

4 特定期間に特定会計年度任用職員が支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときの当該特定会計年度任用職員についての改正後の給与規程第21条第2項の交通用具の使用距離に応じて支給単位期間につき第6項又は第7項で定める額は、改正後の規程第11条第1項の規定にかかわらず、改正後の給与規程第21条第6項第1号の規定の例による額に、2,700円を加算した額を基準とし、当該特定会計年度任用職員の任用の期間の始期を考慮して局長が定める額とする。ただし、改正後の規程第11条第1項の規定により常勤職員の例によることとされる条例第7条の3の規定により在宅勤務等手当を支給される特定会計年度任用職員にあっては、当該局長が定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

（令和8年9月30日揭示済）